

「被害者分断の克服に向けて」

Web 会議システムによるシンポジウム

●概要

被害者の分断は、被害者をお互いに相争わせ、分断を引き起こした国家や企業を免責する結果をもたらしてきたのではないかという問題意識から、これを克服する道を、被害当事者や弁護士などの声に基づき参加者で考えることを目的に、この度、「被害者分断の克服に向けて」と題する、Web 会議システムによるシンポジウムを企画しました。

水俣病被害者については、水俣病との認定を受け、補償を受けたりした者と、そうした認定や補償を未だに受けられていない者との間の被害者の分断が明らかとなっています。同様な問題は、福島第一原子力発電所事故の被害者についても生じているように見受けられます。

そこで、本シンポジウムは、こうした被害者の分断が何をもたらしているのかを明らかにした上で、熊本大学社会文化科学教育部の法政・紛争解決学専攻で提供できる学問に照らして、こうした被害者の分断がどのように克服されるべきかの道筋を示そうとするものです。

●シンポジストのご紹介

・川本愛一郎 氏 水俣病被害当事者：父はチッソ川本裁判で日本初の公訴棄却を勝ち取った著名な川本輝夫氏で、加害者のチッソ、国、県と闘う中で被害者の側からも非難を受けるなど、水俣病被害当事者の分断を肌身で感じてこられた方です。川本さんには、水俣病被害当事者が受けた様々な分断被害などについて語っていただきます。

・豎山勲 氏 ハンセン病被害当事者：「らい予防法」違憲国賠訴訟の原告の一人として、国立ハンセン病療養所や厚生労働省によるハンセン病被害当事者の分断工作と闘うとともに、ハンセン病家族訴訟原告団の顧問として、ハンセン病当事者のご家族の分断とも闘い、同訴訟の勝訴に尽力した方です。豎山さんには、国から加えられたハンセン病当事者への分断工作にどのように闘われたかなどを語っていただきます。

・国宗直子 氏（熊本県弁護士会所属弁護士）：「らい予防法」違憲国賠訴訟、ハンセン病家族訴訟の弁護団の一員として活動されただけでなく、水俣病被害者による訴訟にも原告代理人として活動されたことを通して、双方の違いを弁護士として間近に見てこられた方です。国宗さんには水俣病とハンセン病に係るそれぞれの訴訟を通して見える双方の違いなどについて語っていただきます。

・三谷仁美 氏（熊本大学大学院人文社会科学部専任講師）：熊本大学大学院人文社会科学部において、民法学の立場から、福島原発事故の自主避難者が被っている精神的苦痛についての研究に取り組んでいる三谷さんには、裁判の場において、自主避難者の慰謝料がどのように算定されているのか（あるいはどの程度認められているのか）について語っていただきます。